

○山梨県公安委員会公印規程

昭和37年 3 月 22 日

公安委員会規程第 1 号

改正 昭和39年 9 月公安委員会規程第 1 号

昭和40年11月公安委員会規程第 3 号

昭和42年 4 月公安委員会規程第 1 号

昭和43年 3 月公安委員会規程第 1 号

昭和44年 6 月公安委員会規程第 2 号

昭和46年 5 月公安委員会規程第 1 号

昭和53年 4 月公安委員会規程第 1 号

昭和54年 3 月公安委員会規程第 2 号

平成 6 年 2 月公安委員会規程第 1 号

平成10年 9 月公安委員会規程第 3 号

平成12年 3 月公安委員会規程第 1 号

平成13年10月公安委員会規程第 2 号

平成14年 3 月公安委員会規程第 2 号

平成14年 5 月公安委員会規程第 5 号

平成15年 8 月公安委員会規程第 3 号

平成17年 3 月公安委員会規程第 3 号

平成17年 8 月公安委員会規程第 5 号

平成18年 2 月公安委員会規程第 3 号

平成18年 5 月公安委員会規程第 6 号

平成19年 2 月公安委員会規程第 1 号

平成19年 5 月公安委員会規程第 4 号

平成20年11月公安委員会規程第 4 号

平成22年 4 月公安委員会規程第 2 号

平成23年10月公安委員会規程第 3 号

平成26年 3 月公安委員会規程第 2 号

令和 3 年 3 月公安委員会規程第 1 号

令和 3 年 3 月公安委員会規程第 2 号

令和 4 年 3 月公安委員会規程第 2 号

令和4年4月公安委員会規程第4号

令和5年3月公安委員会規程第2号

令和5年6月公安委員会規程第4号

令和5年8月公安委員会規程第7号

令和6年3月公安委員会規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）において公文書に使用する公印（以下「公印」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種別、制式および数量)

第2条 公印の種別、制式および数量は、別表第1のとおりとする。

(公印の登録)

第3条 公印は、すべて別表第2の様式の「公印登録簿」にその印影を登録しなければならない。

2 前項の登録簿は、総務課において保管するものとする。

(公印の保管)

第4条 公印の保管責任者および使用区分は、別表第3のとおりとする。

2 公印は、印箱に納め使用しないときは施錠のある箇所に保管しておかなければならない。

3 公印が盗難、紛失、き損、偽造又は変造のあつたときは、直ちにその旨を総務課長を経て公安委員会に報告しなければならない。

(公印の取扱等)

第5条 公印の保管責任者は、公印の保管使用等については、部下職員を指揮監督し、公印の適正な取り扱いをはからなければならない。

2 保管責任者は、必要があるときは公印の取扱者を定めることができる。

3 取扱者は、保管責任者の指揮を受けて公印の取り扱いを行ない保管責任者に対し責任を負うものとする。

(公印の使用)

第6条 公印の使用は次の各号によるものとする。

(1) 第2条に定める第1号印及び第2号印は、決裁済文書を総務課長に呈示して押印を受けるものとする。

(2) 前号以外の公印は、保管責任者または、取扱者が押印するものとする。

(印影の印刷等)

第7条 公印の印影の印刷等は、次の各号によるものとする。

(1) 証票等で特に必要があると認めるものについては、公印の印影を印刷し、又は写真撮影したものをもつて、当該公印の押印に代えることができる。

(2) 前号に定める公印の印影の印刷又は写真撮影については、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない。

(3) 第1号の規定により公印の印影を印刷した証票等は、厳重に保管し、不要となったときは、焼却しなければならない。

(公印の新調、改刻及び廃止)

第8条 保管責任者は、公印を新調、改刻又は廃止する必要があると認めるときは、その理由を付して、総務課長を経由し公安委員会に申請しなければならない。

(公印の廃棄)

第9条 総務課長は、改刻、廃止等によつて使用しなくなった公印については登録を取り消すとともに、公印登録簿に必要な事項を記入し、廃棄処分に付するものとする。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程施行の際、別表第1に定める公印に相当するもので現に使用中のものは、この規程により定められたものとみなす。

附 則 (昭和39年9月24日公安委員会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和39年9月5日から適用する。

附 則 (昭和40年11月1日公安委員会規程第3号)

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則 (昭和42年4月1日公安委員会規程第1号)

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年3月8日公安委員会規程第1号)

この規程は、昭和43年3月8日から施行する。

附 則 (昭和44年6月20日公安委員会規程第2号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則 (昭和46年5月20日公安委員会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年4月5日公安委員会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年3月26日公安委員会規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年2月28日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成6年3月1日から施行する。

附 則（平成10年9月28日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成12年3月29日から施行する。

附 則（平成13年10月25日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成13年11月1日から施行する。

附 則（平成14年3月14日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月24日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成15年8月27日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年8月1日公安委員会規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月23日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成18年3月5日から施行する。

附 則（平成18年5月24日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成19年2月28日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月24日公安委員会規程第4号）

この規程中別表第3の8号印の部の改正規定は平成19年6月2日から、その他の規定は

同年6月1日から施行する。

附 則（平成20年11月26日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日公安委員会規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年10月26日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月11日公安委員会規程第1号）

この規程は、令和3年4月14日から施行する。

附 則（令和3年3月15日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和3年5月6日から施行する。

附 則（令和4年3月14日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

附 則（令和4年4月27日公安委員会規程第4号）

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和5年3月30日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月26日公安委員会規程第4号）

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年8月29日公安委員会規程第7号）

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和6年3月1日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 略